

広域連携調査特別委員会
資料
(平成22年6月22日)

ページ

1 関西広域連合（仮称）設立を巡る最近の動向について	1
・PRパンフレット「関西との連携と関西広域連合」	別添1
2 関西広域連合（仮称）への参加に係る経費と経費メリットについて	2
3 関西広域連合（仮称）の規約に係る詳細（考え方）等について	6
・関西広域連合（仮称）規約案	別添2

企 画 部

関西広域連合(仮称)設立を巡る最近の動向について

平成22年6月22日
企画課

1 近畿ブロック知事会議における議論

平成22年6月2日に徳島県で開催された近畿ブロック知事会議において、地域主権改革に関連し、関西広域連合に関する議論がなされた。

(1) 地域主権改革の受け皿としての関西広域連合

国の地方機関の廃止、見直し等の地域主権改革の推進には地方の受け皿整備が重要との議論について、早期に関西広域連合を立ち上げ社会実証的に国からの権限移譲を行うなど、地方で国の事務が受け入れ可能であることを示すべきなどの意見があつた。

(2) 関西広域連合と道州制

関西広域連合の議論に関し、滋賀県知事が、滋賀県議会での大きな論点ポイントの一つとなっている、「大阪府知事の道州制と広域連合に係る認識」について確認を求めた。これに対し、大阪府知事は、「関西広域連合と道州制は別物であり、関西広域連合の設立は道州制への前提（府県の廃止）ではない」旨を説明した。

(3) 設立の時期

会議後の記者会見で関西広域連合の設立時期について質問があり、「現時点で各府県が合意しているのは、年内に発足できるように努力をし、足並みを揃えて議会に提案を行うということであり、それに向かって懸命な努力を行う」との説明がなされた。

2 各府県議会特別委員会における審議状況(平成22年度)

滋賀県	H22.5.26、H22.6.17
京都府	H22.5.13、H22.5.28、H22.7.16(予定)
大阪府	H22.4.26、H22.6.16
兵庫県	—
和歌山県	H22.6.22
徳島県	H22.6.29(予定)

3 県民周知と意見募集

(1) 意見交換会

- 鳥取県経済同友会東部地区との意見交換（平成22年2月4日）
- 地域主権研究・関西広域連合に関する意見交換（平成22年2月19日）
- 日本青年会議所中国地区鳥取ブロック協議会との意見交換（平成22年3月7日）
- 鳥取県商工団体懇談会における説明（平成22年4月16日）
- 鳥取県環境推進企業協議会総会における説明（平成22年5月18日）

(2) PRパンフレット

- 関西との結びつきと関西広域連合（仮称）の内容説明と意見募集のためのパンフレット「関西との連携と関西広域連合（仮称）」を作成し、県民課、各総合事務所県民局に配架。

(3) ホームページ

- 上記PRパンフレットの配架に合わせ、鳥取県公式ホームページ「とりネット」における関西広域連合に関するページをリニューアルし、県民からの意見募集を開始。

関西広域連合(仮称)への参加に係る経費と 経費メリットについて

平成22年6月22日
企画課

- 関西広域連合(仮称) 分賦金の試算(平成22年度予算)
(総務費を各県均等割とした場合)
- 関西広域連合(仮称) 分賦金の試算(平成22年度予算)
(鳥取県の総務費を1/2減額した場合)
- 関西広域連合(仮称)への参加に係る経費メリット

【注釈】

- 平成22年6月18日に開催された「関西広域機構 分権改革推進本部関西広域連合(仮称)設立準備部会(第8回)」で提示された「関西広域連合(仮称)設立案」に基づき作成したものであり、事業費等については今後変動する可能性があること。
- 経費メリットについては、平年ベースとして平成24年度の予算額を参考に算出したものであること。

関西広域連合（仮称）への参加に係る経費メリット

(資料「関西広域連合（仮称）設立案」の『IV財政』に示されている24年度をベースに試算)

現段階で広域連合への参加を検討している「広域観光・文化振興」、「広域医療連携（ドクターヘリ）」へ参加するために必要な経費（試算）は次のとおり。

【経費は平年ベース（単位：千円）】

総務費算出 ルールの区分	広域連合参加に要する経費 (総務費)		県単独実施に 要する経費 ③	経費の差額	
	特例措置案 (井戸知事私案) ①	原案 (均等割案) ②		①-③	②-③
	負担率 1/2	均等割			
計	31,284	40,228	117,000	▲ 85,716	▲ 76,772
総務費	10,435	19,380	0	10,435	19,380
事業費	1,118	1,118	12,000	▲ 10,882	▲ 10,882
ドクヘリ	19,730	19,730	105,000	▲ 85,270	▲ 85,270

※『特例措置案（井戸知事私案）①』は、関係府県知事会議で示された「2分野に参加する場合に総務費を1/2に減じる」という試算案

関西広域連合(仮称)分賦金の試算(12月設立・22年度予算) (総務費を各府県均等割とした場合)

試算条件：平成22年12月設立の場合の4箇月分の予算

- 総務費 ⇒ 管理費及び総務企画部門人件費は均等に負担
資格試験・免許等の人件費は事業費ルールにより負担
- 事業費 ⇒ 鳥取県は、2分野(観光、医療)に参加として試算
徳島県は、6分野(防災、観光、産業、医療、環境、研修)に参加として試算
その他の府県は、全事業分野に参加として試算
- 特定事業費⇒別途計上(調整中)

分賦金								(単位:千円)
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
総務費	10,973	11,089	11,326	11,147	10,988	10,925	10,925	77,373
事業費	384	738	2,095	1,387	309	223	85	5,221
計	11,357	11,827	13,421	12,534	11,297	11,148	11,010	82,594

総務費								(単位:千円)
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
管理費	5,268	5,268	5,268	5,268	5,268	5,268	5,268	36,873
総務企画部門人件費	5,657	5,657	5,657	5,657	5,657	5,657	5,657	39,600
資格試験・免許等人件費	49	165	401	222	63	—	—	900
計	10,973	11,089	11,326	11,147	10,988	10,925	10,925	77,373

事業費(特定事業費を除く)								(単位:千円)
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
広域防災 (人口)	65	124	414	263	49	38	—	953
広域観光・文化振興 (人口50・宿泊施設数50)	83	189	335	289	78	47	54	1,074
広域産業振興 (人口50・事業所数50)	62	101	369	213	39	31	—	816
広域医療連携 (人口)	72	139	461	293	54	42	32	1,093
広域環境保全 (人口)	62	118	393	249	46	36	—	904
資格試験・免許等 (受験者数)	11	39	94	52	15	—	—	211
広域職員研修 (初年度は、均等)	28	28	28	28	28	28	—	170
計	384	738	2,095	1,387	309	223	85	5,221

関西広域連合(仮称)分賦金の試算(12月設立・22年度予算) (鳥取県の総務費を1/2減額した場合)

試算条件：平成22年12月設立の場合の4箇月分の予算

- 総務費 ⇒ 管理費及び総務企画部門人件費は均等に負担
(鳥取県は2分野参加のため1/2に減額)
- 事業費 ⇒ 鳥取県は、2分野(観光、医療)に参加として試算
徳島県は、6分野(防災、観光、産業、医療、環境、研修)に参加として試算
その他の府県は、全事業分野に参加として試算
- 特定事業費⇒別途計上(調整中)

	(単位:千円)							
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
総務費	11,814	11,930	12,166	11,987	11,828	11,765	5,883	77,373
事業費	384	738	2,095	1,387	309	223	85	5,221
計	12,197	12,668	14,261	13,374	12,137	11,988	5,968	82,594

	(単位:千円)							
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
管理費	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	5,673	2,836	36,873
総務企画部門人件費	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092	3,046	39,600
資格試験・免許等人件費	49	165	401	222	63	0	0	900
計	11,814	11,930	12,166	11,987	11,828	11,765	5,883	77,373

	(単位:千円)							
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	鳥取県	計
広域防災 (人口)	65	124	414	263	49	38		953
広域観光・文化振興 (人口50・宿泊施設数50)	83	189	335	289	78	47	54	1,074
広域産業振興 (人口50・事業所数50)	62	101	369	213	39	31		816
広域医療連携 (人口)	72	139	461	293	54	42	32	1,093
広域環境保全 (人口)	62	118	393	249	46	36		904
資格試験・免許等 (受験者数)	11	39	94	52	15	—	—	211
広域職員研修 (初年度は、均等)	28	28	28	28	28	28		170
計	384	738	2,095	1,387	309	223	85	5,221

関西広域連合(仮称)の規約に係る詳細(考え方)について

平成22年6月22日
企画課

平成22年3月16日に開催された広域連携調査特別委員会に提出した関西広域連合(仮称)規約案の主な条項の内容は次のとおりです。

《規約案の主な条項の概要》

○第4条 広域連合の処理する事務

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 広域(構成団体である2以上の府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。)にわたる防災、観光及び文化の振興、産業の振興、医療の連携、環境の保全その他広域連合の区域内における地域の振興に関する計画(第6条に規定する広域計画を除く。)の作成及び実施に関する事務
- (2) 広域にわたる防災に関する事務(自然災害以外の緊急事態に関する事務を含む。)のうち、次に掲げるもの
 - ア 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下本号において「法」という。)第48条第1項に規定する防災訓練に関する事務
 - イ 法第49条に規定する防災に必要な物資及び資材の備蓄及び配送に関する事務
 - ウ 災害が発生した場合における構成団体相互の応援の調整に関する事務
 - エ 防災に資するための人材の育成に関する事務
 - オ 感染症のまん延を防止するための連携に係る事務
 - カ 防災に係る調査及び研究に関する事務
- (3) 観光及び文化の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)に規定する通訳案内士に係る登録に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条(第1項を除く。)から第34条までに規定する事務
 - イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下本号において「法」という。)に規定する外客来訪促進計画に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 法第4条第1項に規定する外客来訪促進計画の作成及び実施に関する事務
 - (イ) 法第4条第1項第3号に規定する観光経路に関する事務
 - ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条から第24条までに規定する事務
 - エ 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの
 - オ 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの
 - カ 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの
 - (4) 広域にわたる産業の振興に関する事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 産業に係る情報の共有、研究開発等における連携に関する事務
 - イ 構成団体が設置した技術支援機関の連携に関する事務
 - ウ 地域産業資源を活用した新商品、役務の提供等の紹介及び宣伝に関する事務
 - エ 新たな事業分野の開拓を図る者に対する支援に関する事務

(5) 医療に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号。以下本号において「法」という。）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。以下本号において同じ。）の配置に関する事務で広域にわたるもの

イ 京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航する救急医療用ヘリコプターに関する事務のうち、次に掲げるもの

(ア) 法第6条に規定する関係者の連携に関する事務

(イ) 法第8条に規定する補助に関する事務

(ウ) 救急医療用ヘリコプターの運航に関する事務 ((ア)及び(イ)に掲げる事務を除く。)

(6) 広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスの総量の削減に関する事務

イ 野生鳥獣の保護及び管理に関する事務

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条第2項及び第3項、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2第1項、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務

ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第6条から第8条までに規定する事務

(8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務

(9) 前各号に掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に限る。）、第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあっては鳥取県に係る事務を、同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に限る。）及び第7号に掲げる事務にあっては徳島県に係る事務を除くものとする。

3 第1項各号に掲げる事務のほか、国の行政機関の長の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務を処理する。

【説明】

広域連合は、構成団体の事務を共同処理するものであることから、第4条第1項各号に掲げる事務は広域連合ですべて処理されることになり、一方、構成団体はこれらの事務を処理する権能を失うこととなる。

【第2項】 広域連合が処理する事務へ部分参加する団体の事務

広域連合の設立の基本方針では「柔軟な参加形態とする」とこととされ、各団体の地勢、財政の状況、各事業のこれまでの取組等の様々な事情を踏まえ、分野ごとの部分参加、参加事務の段階的な拡充等を可能とすることにしている。

鳥取県及び徳島県については部分参加とし、鳥取県にあっては広域観光・文化振興及び広域医

療連携に関する事務以外の事務、徳島県にあっては資格試験・免許等に関する事務は除かれている。

【第3項】 国の行政機関の長の権限に属する事務の処理

広域連合制度においては、地方分権を推進する観点から、国から各構成団体に移譲された事務を広域連合に持ち寄る手順を経ることなく、法令の定めるところにより、国から直接事務の移譲を受けることができる仕組みとなっている（地方自治法第291条の2）。

広域連合設立のねらいとして、「地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）」、「国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）」とされ、また基本方針では「成長する広域連合を目指す」として国の地方支分部局の事務の移譲を受けて一元的に処理するとされていることから、「国の行政機関の長の権限に属する事務」の移譲を受けて処理することを規定する。

○第5条 事務の追加

（事務の追加）

第5条 広域連合は、前条第1項各号に掲げる事務のほか、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものについて、構成団体の議会の議決を経て必要な規約の変更を行い、追加して処理するものとする。

- 2 広域連合は、前条第3項に基づき広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法定受託事務等として広域連合が処理することとされるものを含む。次項において同じ。）を追加して処理しようとする場合にあっては、構成団体と協議を行うものとする。同項に基づき当該事務を追加して処理する場合にあっては、必要な規約の変更を行いうるものとする。
- 3 広域連合は、地方自治法第291条の2第4項の規定に基づき国の行政機関の長に対し当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を広域連合が処理するよう要請する場合にあっては、あらかじめ構成団体と協議を行うものとする。

【説明】

【第1項】 広域連合が処理する事務の段階的拡充

広域連合の設立の基本方針では「成長する広域連合を目指す（実施する事務を順次拡大する）」とされ、広域連合設立当初の事務の実績を踏まえ、構成団体の事務のうち、広域にわたり処理することが適当であると認めるものを追加する旨を規定する。

構成団体の事務を追加する場合は、住民の生活や広域連合の運営に大きな影響を及ぼすことから、構成団体の議会の議決を経て規約を変更する。（地方自治法第291条の3第1項、第291条の11）

【第2項】 国の行政機関の長の権限に属する事務の移譲を受けて処理する事務の追加に伴う事前協議及び規約の変更

国の行政機関の長の権限に属する事務の移譲を受けて広域連合が処理する場合は、広域連合が当該事務を処理する法律上の義務が生ずるため、規約改正の時点で、構成団体との協議を要しないとされている。（地方自治法第291条の3第4項）

しかし、このような場合にも、住民の生活や広域連合の運営に大きな影響を及ぼすことから、構成団体及びその議会と、事務の移譲に係る法律の作成段階を含め、あらかじめ十分に協議し、調整を行う手続について規定している。

広域連合の区域外の構成団体ではない地方公共団体の事務（例えば、国道、一級河川等の管理等の事務）についても、法定受託事務等として広域連合が処理することとされる事務に含める。

また、国から事務の移譲を受けて広域連合が新たに事務を処理することとされた場合には、広域連合が当該事務を処理する法律上の義務が生ずるため、規約の変更について地方自治法では構成団体の議会の議決は必要とされていないが、広域連合長は、当該事務の追加に係る規約の変更を行わなければならないとされている。(地方自治法第291条の3第4項)

このような場合にも、住民の生活や広域連合の運営に大きな影響を及ぼすことから、規約を変更する旨を確認のため、規約に明文化する。

【第3項】 国の行政機関の長の権限に属する事務に対する処理の要請に当たっての事前協議

広域連合制度は、国の事務の受入体制の整備を目的の一つとして整備されたものであり、「都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。」とされている。(地方自治法第291条の2第4項)。

当該規定に基づき、広域連合が国の行政機関に要請する場合にあっては、事前に構成団体と協議し、各構成団体の意向を反映させる手続を規定する。

○第6条 広域連合が作成する広域計画の項目

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第6条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第3項並びに前条第1項に規定する事務の処理に関する広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

【説明】

広域計画は広域連合制度において重要な位置を占めるものであり、広域連合を組織する地方公共団体は、広域連合が策定する広域計画に基づいて事務を処理しなければならない。(地方自治法第291条の7第7項)

広域計画には、その目的を達成するために、事務処理の方法、広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体がそれぞれ処理すべき事務、財政負担に関する事項等が相互に関連づけられて記載するため、広域連合の設置に際して、これを組織しようとする地方公共団体は、当該広域連合が作成する広域計画の内容の範囲をあらかじめ明確にし、これを規約に位置付けることとされている。

このように目標等を明確にし、広域行政を適切かつ円滑に行うため、広域連合には広域計画の作成が義務付けられており、広域計画は規約に定められた項目に従い、広域連合設置後、速やかに広域連合議会の議決を経て策定する。(地方自治法第291条の7第1項)

第6条では、広域計画の項目として第4条の広域連合が処理する事務及び第5条の広域連合が追加して処理する事務について、これらの条の条項を引用して規定している。

○第8条 広域連合の議会の定数

(広域連合の議会の定数)

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

【説明】

普通地方公共団体の議会の議員定数については、地方自治法において人口区分に応じた上限が定められているが、広域連合議会の議員定数については規定がない。

広域連合議会の議員定数は、広域連合設立当初は、20人程度の必要最小限の執行体制とする。

○第9条 広域連合議員の選挙の方法

(広域連合議員の選挙の方法)

- 第9条 広域連合議員は、構成団体の議会の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。
- 2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。
- (1) 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。）250万未満の構成団体 1人
 - (2) 人口250万以上500万未満の構成団体 2人
 - (3) 人口500万以上750万未満の構成団体 3人
 - (4) 人口750万以上の構成団体 4人
- 3 前2項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

【解説】

広域連合議会議員については、直接選挙（広域連合の選挙人の投票による選挙）又は間接選挙（広域連合を組織する地方公共団体の議会における選挙）のいずれかによらなければならず、一部事務組合において認められている「充て職」は禁じられている（地方自治法第291条の5第1項）。

選挙の方法は、規約で定めることとされ（地方自治法第291条の4第1項第7号）、広域連合の選挙人による直接選挙は、多額の費用を要するため、間接選挙の方式とした。

併せて、被選挙人については、民意の十分な反映が必要なことから、公選による者である構成団体の議会の議員とした。

また、広域連合の議員は、住民による直接選挙が認められており、現在想定されている構成団体の人口差が10倍以上と大きいことから、人口要素を加味することが適当であり、広域連合議会の議員定数の各構成団体の配分については、均等割を基本に人口要素を加味する。

各構成団体の議会における議員の選挙は、「地方自治法第118条の規定の例」により、投票による選挙、あるいは、議員全員の同意により被指名人をもって当選人と定める指名推選の方法のいずれかにより行う。

○第10条 広域連合議員の任期

(広域連合議員の任期)

- 第10条 広域連合議員の任期は、構成団体の議会の議員としての任期による。ただし、後任者が就任する時まで在任する。
- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合議員が、構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかに選挙しなければならない。

【説明】

広域連合議会の任期については、規約で定めることとされており（地方自治法第291条の4第1項第7号）、広域連合議員は、構成団体の議会の議員から選挙することを想定しているため、議員の任期は、「当該構成団体の議会の議員の任期」による。

○第11条 広域連合の議会の議長及び副議長

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第11条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

【説明】

広域連合議会の議長及び副議長については、規約で定めることとされており（地方自治法第291条の4第1項第7号）、広域連合議会において選挙する。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定の例により、投票による選挙又は議員全員の同意により被指名人をもって当選人と定める指名推選の方法のいずれかにより行う。

○第17条 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもって組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会において選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

【説明】

広域連合制度では、普通地方公共団体と同様の直接請求制度（広域連合の条例の制定・改廃、事務執行に関する監査、議会の解散、長及び議会の議員等の解職、規約変更要請等）が認められているため、直接選挙の有無に関わらず、選挙管理委員会を設置しなければならない。

既存の広域連合の例により、選挙管理委員会の人数を4人、任期を4年とし、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔な者のうちから、広域連合の議会で選挙する。

○第18条 監査委員

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、広域連合議員のうちから選任されるものにあっては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【解説】

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の監査を求められていることから、監査委員を設置する。定数は、地方自治法第195条第2項の規定では4人とされているが、広域連合の監査委員の組織は、規約事項（地方自治法第291条の4第1項第8号）とされているため、既存の広域連合の例により、監査委員の人数を2人、任期を4年とする。

識見を有する者から1人、広域連合の議会議員から1人を広域連合議会の同意を得て広域連合長が選任する。

○第20条 広域連合の経費の支弁の方法

(広域連合の経費の支弁の方法)

第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 構成団体の負担金

(2) 事業収入

(3) 前2号に掲げる収入以外の収入

2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。

3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。

別表（第20条関係）

区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	(調整中)

	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「受講者数割」とは、当該年度の前年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

【説明】

広域連合が安定した財政基盤に立って活動していくことができるよう、広域連合の経費の支弁方法については、規約に定めることとされており（地方自治法第291条の4第1項第9号）、負担金（分賦金）に関して定める場合には、当該広域連合を組織する普通地方公共団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならず（地方自治法第291条の9第1項）、構成団体においては予算に計上することを義務付けられた経費となっている。

【第2項】 広域連合の負担金の額の算出方法

広域連合は以下のとおり経費を負担することになるが、これに要する構成団体の負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表に掲げる経費の区分に応じ、構成団体ごとに、それぞれ定める負担割合により按分する。

(1) 経費の区分（別表）

経費は、「総務費」及び「事業費（特定事業費）」の2種類である。

「総務費」・・・ 主たる事務所の人事費、維持費、議会経費、行政委員会経費等、広域連合を維持するための基礎的経費並びに資格免許・免許等に関する事務の人事費

「事業費」・・・ 各事業に関する事務で実施する事務に要する経費

※「特定事業費」・・・ 事業費のうち、特定の府県が受益を受ける事業に要する経費（救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の運航経費）

(2) 負担金の額の算出方法（別表）

負担金の額は、経費を「総務費」と「事業費（特定事業費）」に区分し、それぞれの経費の区分に応じ、各構成団体ごとに、実施事務の受益に基づいて、次の表のとおり客観的な指標を負担割合として按分する。

区分		負担する構成団体	負担割合（指標）
①総務費	総務・企画部門	全構成団体	均等割（100%）を原則とする
	資格試験・免許等分野の人事費	鳥取県及び徳島県を除く構成団体	過去3箇年度の受験者数平均割（100%）
②事業費	事務分野別計画の作成実施	それぞれの分野について負担する構成団体	それぞれの分野の負担割合
	広域防災分野	鳥取県を除く構成団体	人口割（100%）
	広域観光・文化振興分野	全構成団体	人口割（50%）、宿泊施設数割（50%）
	広域産業振興分野	鳥取県を除く構成団体	人口割（50%）、事業所数割（50%）
	広域医療連携分野（ドクターへりの運航を除く。）	全構成団体	人口割（100%）
	広域環境保全分野	鳥取県を除く構成団体	人口割（100%）
	資格試験・免許等分野	鳥取県及び徳島県を除く構成団体	過去3箇年度の受験者数平均割（100%）
	広域職員研修分野	鳥取県を除く構成団体	前年度の受講者数割（100%、初年度は均等割）
③特定事業費	ドクターへり運航	京都府・兵庫県・鳥取県	調整中

【負担割合の内容】

「均等割」・・・構成団体の数の割合

「受験者数割」・・准看護師、調理師及び製菓衛生師の試験の受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所地の構成団体ごとの前3箇年度の総数の割合

「人口割」・・・官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合

「宿泊施設数割」・・一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合

「事業所数割」・・基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合

「受講者数割」・・前年度において職員研修を受けた構成団体の職員数の割合

【第3項】 部分参加の構成団体の負担金の額の減額等

第4条第2項の規定により部分参加となる構成団体については、広域連合に参加する事務数等を考慮して、その負担金の額を減額することができる。

これは、関西広域連合の特色として、部分参加、参加事務の段階的拡充、設立後の新規参加などを可能とする柔軟な参加形態をとっているが、参加する事務分野が少數の場合において総務費の負担を他団体と均等とするのは、負担が大きすぎ、参加を阻害する要因ともなりかねないことからである。

減額する対象の構成団体、具体的な減額方法、部分参加の構成団体の負担金が減額されることに伴う他の構成団体の負担金の額の算出方法等については、別に定める。

【第4項】事業収入等がある場合の負担金の額の算出方法

広域防災分野の人材育成研修の受講料、資格試験・免許等分野の各試験の実施、免許交付等の手数料等の事業収入（第19条第1項第2号）及び広域医療連携分野の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）の運航に係る国庫補助金等の収入（同項第3号）等があり、構成団体の負担金に充てることができる場合には、これらの収入を各構成団体の負担金の一部とみなして、第2項、第3項又は別表によって算出された負担金の額からこれらの収入の金額を控除した金額を構成団体の負担金の額とする。

構成団体の負担金に充てができる収入がある場合には、その収入と第2項、第3項又は別表により算出した構成団体の負担金の額とを相殺することができる。